



三重県政記者クラブ、長野県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、名古屋市政記者クラブ、愛知県政記者クラブ、愛知クラブ（東京）同時配布資料  
岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和5年6月30日（金）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
航空宇宙産業課	産業振興係	鎌倉 光利 仙石 倫章	内線 3763 直通 058-272-8836 FAX 058-278-2653

## アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会による要請活動について

来年度の政府予算の概算要求に向け、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会による国への要請活動を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

なお、相手先の都合等により、予定が急きょ変更される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

### 記

- 1 日 時 令和5年7月4日(火) 11:30～11:45
- 2 場 所 調整中
- 3 内 容 国際戦略総合特区「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の推進について
- 4 要 請 先 内閣府（地方創生） 相手方は調整中
- 5 要 請 者 おおむら ひであき  
大村 秀章 愛知県 知事  
(アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会 会長)  
岐阜県、三重県、長野県、静岡県、名古屋市  
一般社団法人 中部経済連合会 常務理事 ねもと けいじ 根本 恵司 氏  
名古屋商工会議所 常務理事・事務局長 たなか ゆたか 田中 豊 氏
- 6 要請事項
  - 「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」の延長
  - 総合特区制度の拡大
  - 重点的な金融・財政支援措置
  - ※別添の要請書のとおり
- 7 その他 取材（頭撮り可）を希望される場合は、内閣府に社名・記者氏名等を連絡する必要がありますので、7月3日（月）午前10時までに、上記の担当課まで御連絡ください。

**【参考】 アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区について**

- 「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」は、欧米先進地域と肩を並べ、アジア等新興国の追随を許さない航空宇宙産業の一大集積地の形成を図るため、2011年6月に成立した「総合特別区域法」に基づき、2011年12月に岐阜県が愛知県とともに指定を受けた「国際戦略総合特区」です。その後、三重県、長野県及び静岡県までエリアを拡げました。
- 「国際戦略総合特別区域」に指定されると、総合特別区域法に基づき、規制の特例措置及び税制・金融・財政上の支援措置を活用することができます。
- 総合特別区域法第19条に基づき、区域の指定の申請、特区計画の作成及びその実施に関し必要な事項を協議するため、愛知県、岐阜県、三重県、長野県及び静岡県内において、「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会」を設置しており、現在中部5県の391の企業や団体が参加しています。